

平成 23 年 1 月 14 日

第 5 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
(平成 24～26 年度) について

- 1 第 5 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (平成 24～26 年度) 策定にかかる審議機関について

別紙 1 のとおり

- 2 第 5 期練馬区介護保険事業計画 (平成 24～26 年度) にかかる検討課題について

別紙 2 のとおり

- 3 第 5 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定にかかるスケジュール

(1) 全体のスケジュール

平成 22 年 12 月 20 日 練馬区長から練馬区介護保険運営協議会への諮問

平成 23 年 7 月 練馬区地域包括支援センター運営協議会・練馬区地域密着型サービス運営委員会から、練馬区介護保険運営協議会への回答期限

8 月 練馬区介護保険運営協議会答申作成

9 月 練馬区介護保険運営協議会から、練馬区長へ答申提出

10 月 第 5 期事業計画 (素案) 作成

11～12 月 第 5 期事業計画 (素案) にかかるパブリックコメント等の実施

平成 24 年 2 月 第 5 期事業計画 (案) 作成

3 月 第 5 期事業計画 策定

(2) 今後の地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会のスケジュール

平成 23 年 3 月 課題の検討

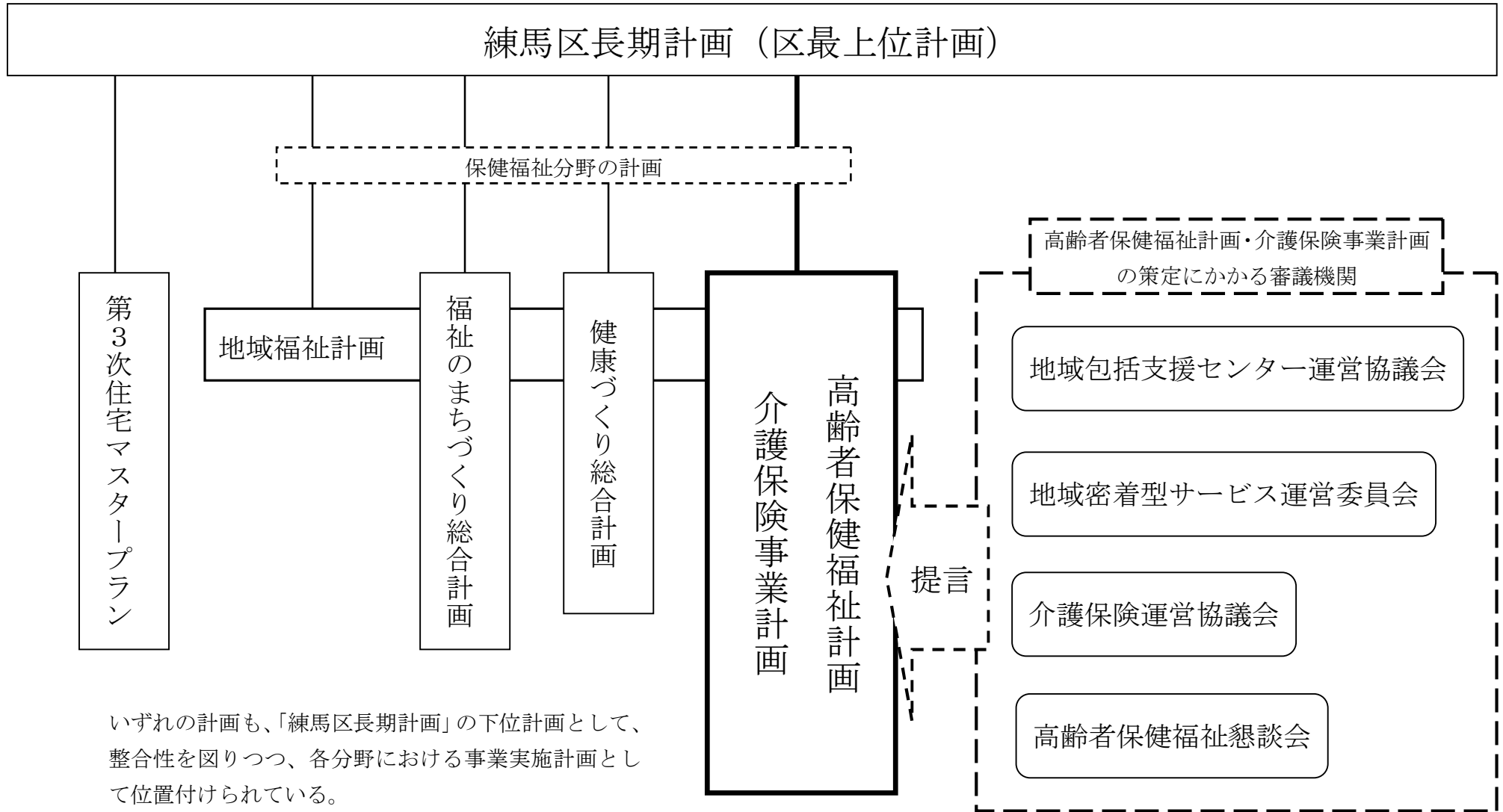
5 月 課題の検討

7 月 検討結果のまとめ

## 「第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24～26年度）」策定にかかる審議機関について

審議機関 の名称	地域包括支援センター 運営協議会	地域密着型サービス 運営委員会	介護保険運営協議会	高齢者保健福祉懇談会
目的	地域包括支援センター（練馬区においては「高齢者相談センター」と呼称）の適切、公平かつ中立な運営を確保するため。	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため。	介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため。	第5期練馬区高齢者保健福祉計画の策定にあたり、区民および識者の意見等を計画に反映させるため。
所掌 事項	①地域包括支援センターの設置に関する事項 ②地域包括支援センターの運営に関する事項 ③その他、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項	①地域密着型サービス費の額に関する事項 ②指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項 ③指定地域密着型サービスに従事する従事者に関する基準、事業の設備および運営に関する基準に関する事項 ④その他、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項	①介護保険事業計画に関する事項 ②その他、介護保険事業の運営に関する重要な事項	高齢者の保健福祉施策（原則として介護保険分野を除く）に関する事項。
設置	常設	常設	常設	計画策定の都度設置

(参考)各審議機関および他分野の計画との関連性



いずれの計画も、「練馬区長期計画」の下位計画として、整合性を図りつつ、各分野における事業実施計画として位置付けられている。

4つの審議機関が、それぞれの所掌分野について、提言・意見を行う。区はこれを踏まえ計画を策定する。

第 5 期練馬区介護保険事業計画（平成 24～26 年度）にかかる  
検討課題について

（方 針）

練馬区介護保険運営協議会（以下、「協議会」という。）は、第 5 期（平成 24～26 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第 5 期計画」という。）の策定にかかる審議機関の一つとして、主として介護保険事業計画に関する事項を所掌している。

協議会は、第 5 期計画策定に当たり、区長からの諮問に応じて、審議し、答申を行う。区長は、答申にある意見・提言等を踏まえ、第 5 期計画を策定する。

（検討課題について）

第 5 期計画策定に向けた提言等を行うため、別紙 1 に掲げた 4 つの審議機関が、各々の所掌事項について検討する。

練馬区介護保険運営協議会は、第 4 期（平成 21～23 年度）介護保険事業計画から引き続き取り組む必要がある課題、第 5 期計画での重点的な取り組みが求められている新たな課題および、その他介護保険分野にかかる事項のうち、必要と判断される課題について検討する。

また、国は、第 5 期計画策定にあたり盛り込むべき視点として、「地域包括ケアシステム」の構築を掲げている。

これらの状況を踏まえ、区では、下記のとおり検討課題を設定する。

※裏面参照

【第5期計画における検討課題】

検討課題名称		備考
1	主体的に取り組む介護予防の推進	第4期介護保険事業計画から引き続き取り組む必要がある課題
2	認知症になっても安心して暮らせる地域づくり	
3	地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実（※1）	
4	介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進（※2）	
5	介護・医療の連携	第5期計画での重点的な取り組みが求められている課題
6	その他	上記1～5以外の介護保険分野にかかる検討課題

【他の審議機関との調整】

検討課題のうち、つぎの2つの課題については、**別紙1**に掲げる他の審議機関における所掌事項と重複する。

このため、まず、介護保険運営協議会から当該分野を所掌する他の審議機関へ、課題の検討を依頼する。

介護保険運営協議会では、依頼を受けた審議機関からの検討結果についての回答を踏まえ、当該検討課題に関する答申を作成する。

- ※1 検討課題3 「地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実」  
⇒《地域包括支援センター運営協議会》へ課題の検討を依頼する。
- ※2 検討課題4 「介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進」  
⇒地域密着型サービス拠点の整備にかかる事項について、《地域密着型サービス運営委員会》へ課題の検討を依頼する。

## 練馬区高齢者基礎調査の実施について

## 1 調査の目的

第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24～26年度）の策定にあたり、高齢者やこれから高齢期を迎える方などの生活実態や意識・意向等、介護サービス事業者の事業展開等の基礎データを把握するため調査を実施する。

## 2 調査種別等

調査種別	対象者	抽出方法 対象者数	主な調査項目
1 高齢者一般 調査	65歳以上の方 ① 区内在住の方（介護保険 認定者を含む） ② 介護予防事業利用者 ③ 介護予防事業未利用者	無作為抽出 ① 3,000人 ② 200人 ③ 400人	○生きがい、社会参加意識 ○就労、経済状況 ○介護予防事業への参加意向 ○高齢者施策への意見
2 これから高 齢期を迎え る方の調査	55～64歳の方 ① 介護保険未認定者 ② 介護保険サービス利用者	無作為抽出 ① 1,000人 ② 200人	○生きがい、社会参加意識 ○健康状態 ○高齢者施策への意見
3 介護サービ ス利用者 調査	65歳以上で、介護保険サービ スを利用している方	無作為抽出 3,000人	○健康状態 ○介護保険サービス利用の状 況・意向
4 介護サービ ス未利用者 調査	65歳以上で、介護保険の認定 を受けているが、介護保険サー ビスを利用していない方	無作為 1,500人	○健康状態 ○介護保険サービス未利用の 理由・意向
5 特別養護老 人ホーム入 所待機者 調査	区内の特別養護老人ホームに 入所申し込みをしている方 ① 郵送調査 ② 訪問調査	待機者全員 ① 約2,200人 ② 約800人	○健康状態 ○現在の生活実態 ○今後の入所待機への意向
6 日常生活圏 域ニーズ 調査	65歳以上の方で、区内在住の 方（介護保険認定者を含む）	1圏域から 無作為抽出 800人	○生活状況 ○日常生活動作 ○社会参加の状況
7 介護 サービス 事業所調査	区内の介護サービス事業所	約700事業所	○事業運営の現況 ○介護人材の育成・確保の現況 ○介護保険事業運営への意見

3 調査方法

調査票は、送付・回収ともに郵送により実施する。

ただし、特別養護老人ホーム入所待機者調査において、練馬区特別養護老人ホーム入所基準の指数が高い方（11 ポイント以上）は、高齢者相談センター職員の訪問調査により実施する。

4 調査委託業者

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所（文京区本郷3丁目23番1号）

5 調査結果報告書の作成

- (1) 報告書 500 部
- (2) 報告書概要版 1,500 部

6 今後のスケジュール

各調査の調査期間（調査票発送～回収締切）は、概ね2週間程度とする。

**第4回地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会（平成23年3月開催予定）において、調査分析結果を報告する。**

調査種別	スケジュール			
	22年12月	23年1月	2月	3月
1 高齢者一般調査 2 これから高齢期を迎える方の調査 3 介護サービス利用者調査 4 介護サービス未利用者調査	中旬 発送	末頃 回収 締切	集計	練馬区介護保険運営協議会において、調査分析結果を報告 報告書冊子作成
5 特別養護老人ホーム入所待機者調査	(訪問分) 中旬 訪問開始	(郵送分) 中旬 発送	中旬 訪問 → 集計 中旬 回収 → 集計 終了 回収 → 集計 締切	
6 日常生活圏域ニーズ調査 7 介護サービス事業所調査		中旬 発送	末頃 回収 締切 集計	